

介護一時金保険(無配当)

一生涯にわたり、介護にかかるまとまった資金を 確保できる保険です。

特長

公的介護保険制度において「要介護2」以上と認定された場合、 介護一時金をお支払いします。

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当した場合、または、満 65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態となり支払事由に該当した場 合、介護一時金をお支払いします。

- 2 死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。
- 3 安心の介護保障が一生涯続きます。 保障は一生涯にわたるため、何歳で支払事由に該当されても介護一時金を お支払いします。

P4へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



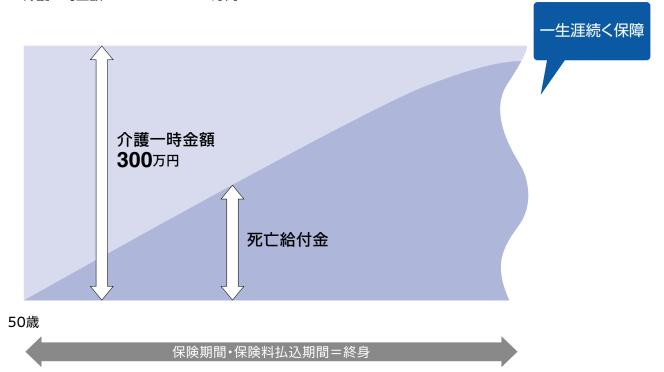
『ご契約例

 契約年齢・・・・・・・・50歳

 保険期間・・・・・・・終身

保険料払込期間 ……終身

介護一時金額……300万円



▮介護一時金のお支払いについて

介護一時金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

給付の	の名称	支払事由
介護一時	寺金	被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき

▮介護一時金のお支払対象となる『要介護状態』について

■ 当社所定の要介護状態

対象となる当社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

● 機能障害による要介護状態

下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③~⑥のうち、「2項目に該当する場合、1項目が全部介助、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目以上に該当する場合、全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態

● 認知症による要介護状態

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の①~⑥のうち、いずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当して、他人の介護を要する状態

	定義	全部介助の状態の例	一部介助の状態の例
① 歩行	立った状態から、5m以上 歩行できるかどうか。	何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。必ず車椅子を使用している。寝たきり状態。	杖や歩行器を使用しなければ 歩行できない。誰かに支えられなければ歩行 できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右 のどちらかに向きを変え ることができるかどうか。	● 何かにつかまっても1人で寝返 りができない。	ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身がで きるかどうか。	 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 洗身をすべて介助者が行っている。	浴槽の出入りのとき、介助者が 支えたりしなければならない。体の一部の洗身を介助者が 行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始 末ができるかどうか。	常時オムツに依存している。排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の 摂取	眼前に用意された食べ物 を食べることができるかど うか。	 ● 介助がなければ1人ではまった くできない。	● 食器や食物等を工夫しても、介 助がなければ困難(小さく切 る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥ 衣服の 着脱	眼前に用意された衣服を 着ることができ、かつ、脱 ぐことができるかどうか。	 ● 介助がなければ1人ではまった くできない。	● 一部は1人でできるが、介助が なければすべてを行うことは 困難。

■ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態	
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態	
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態	
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態	



- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない 場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- ◆ 介護一時金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この契約は消滅します。
- 死亡給付金は介護一時金よりも少ない金額となり、全くないか、あってもごくわずかな場合があり ます。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- ●「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を 記載したものです。
- ●「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項 (クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性 について等)を記載したものです。
- **▶「ご契約のしおり・約款」**は、ご契約についての大切な事項および保険 契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ

(https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/)上 でいつでもご覧いただけます。

保険種類をお選びいただく際には、

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている介護保険(介護一時金 保険)です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯して おります。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。した がいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して 当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『告知書』記入上のご注意」をご一 読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う 目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等 を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「個人 情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社の ホームページ(https://www.prudential.co.jp/)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに 公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取扱いによる もので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。 お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。 保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 インターネットホームページ https://www.prudential.co.jp/ 保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等に つきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター 0120-810740 (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください